

資料提供

広報取材依頼

情報提供日	令和5年12月12日
問い合わせ先	大田市 教育部 石見銀山課（担当：伊藤、八幡） TEL 0854-83-8130（直通）

大田市指定文化財の指定解除について

大田市文化財保護審議会において、下記の文化財を大田市指定文化財から解除するよう答申されました。

1. 指定解除となる文化財

種 別	天然記念物（植物）
名称・員数	定めの松 1株
所 在 地	大田市三瓶町池田
所 有 者	大田市
指定年月日	昭和46年（1971）3月20日
解 除 理 由	寿命により枯死し、再生を図ることができなくなったため。

2. 指定解除日

令和5年12月22日告示予定（別紙：今後のスケジュール参照）

3. 大田市指定文化財の状況

国指定	12件
県指定	42件
市指定	73件
計	127件

※今回の解除を含む

4. その他

定めの松に関する経緯等は別紙のとおり。

定めの松に関する経緯と今後のスケジュール

1. 定めの松の概要と現状

【指定年月日】昭和 46 年（1971）3 月 20 日（天然記念物）

【所 在 地】大田市三瓶町池田字定

【所 有 者】大田市

【価 値】上側（東側）の松は樹高 19.50m、根回り約 8 m、下側（西側）の松は樹高 23m、根回り約 7.7m で、樹齢約 400 年と推定される老松（一般的な松の寿命は 250 年程度）。初代石見銀山奉行・大久保長安が植樹したとの言い伝えもある県内唯一の対立性の一里塚松で、古くから三瓶山西山麓の名木として親しまれてきた。日本遺産「石見の火山が伝える悠久の歴史」の構成文化財でもある。

【現 状】下側（西側）の松は枯死のため平成 20 年（2008）に完全撤去された。残る上側（東側）の松も、樹勢回復事業を継続してきたが、令和 5 年（2023）7 月末に枯死と診断され、再生を図ることができない状態となった。

【解 除 理 由】枯死により指定文化財としての価値を失ったため。

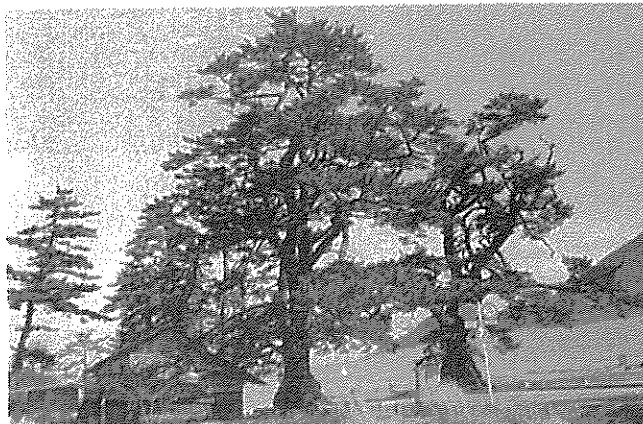
2. 主な経過

昭和 46 年 3 月 20 日	大田市指定文化財（天然記念物）に指定
平成 18 年 10 月	樹勢回復検討委員会設置
19 年 11 月	検討委員会で下側（西側）の松の枯死判断
20 年 6 月	下側（西側）の松完全撤去
7 月	下側（西側）の松の二世松植樹（1 本）
25 年 3 月	下側（西側）の松の二世松植樹（3 本）
令和 4 年 7 月	第 1 回定めの松保存活用検討委員会開催（4 月要綱設置）
5 年 7 月	第 2 回定めの松保存活用検討委員会開催
11 月 14 日	R 5 年度大田市文化財保護審議会で指定解除について諮問
12 月 12 日	大田市文化財保護審議会より指定解除の答申

3. 今後のスケジュール

令和 5 年 12 月 22 日	定例教育委員会で議決後、告示
令和 6 年 3 月頃	二世松移植のための根回し
秋頃	幹の伐採（予定）
令和 7 年春	二世松の移植（予定）

※二世松を移植する予定のため、指定解除、伐採後も引き続き日本遺産の構成文化財として取り扱う。



かつての定めの松（『大田市の文化財』1997 年改訂）



現況（令和 5 年 9 月）

4. 定めの松周辺図

